

# 福祉系高校修学資金貸付金手引き

## <書類提出・問合せ先>

〒525-0072

滋賀県草津市笠山7丁目8-138

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 介護福祉士修学等資金担当

電話 077-567-3950

ファクス 077-566-3611

ホームページ 滋賀県かいご・ふくしのシゴトWeb

[https://fukushi.shiga.jp/kaigo\\_ouen/kaigo\\_syugaku](https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/kaigo_syugaku)



申請書等の各様式は、滋賀県介護・福祉人材センターホームページからダウンロードできます。  
郵送でのご提出の場合は不着等の事故を防止するため、特定記録郵便等の郵送を推奨します。普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合には県社協では責任を負いません。

## 目 次

1	福祉系高校修学資金貸付金の概要	1
2	申請から返還免除までの流れ	3
3	貸付申請に必要な書類	4
4	貸付申請にあたっての留意事項 (1) 貸付の決定について (2) 介護業務等への従事期間について	5
5	貸付金の返還	7
6	貸付金の返還の猶予	9
7	届出	9
8	貸付申請から貸付金交付までの流れ	10
9	福祉系高校卒業後の基本的な流れ	11
10	貸付金の返還の場合の流れ	12
11	各手続に係る必要書類	13

## 1 福祉系高校修学資金貸付金の概要

この制度は、福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格取得を目指している学生の方で、福祉系高校を卒業後、滋賀県内の施設等において介護等の業務に従事しようとする方に修学資金を貸し付ける制度です。

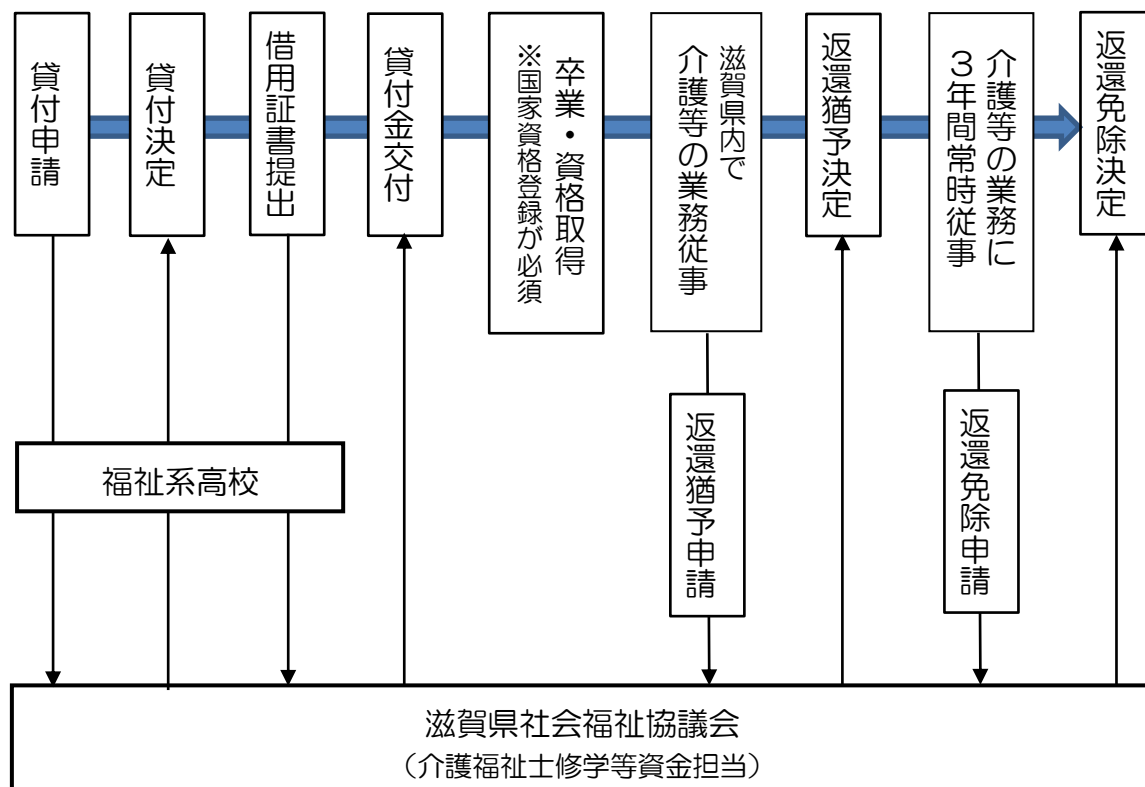
福祉系高校を卒業し、介護福祉士の資格を取得・登録後、本県内の施設等で介護等の業務に3年間継続して常時従事した場合は貸付金の返還が免除されます。

項目	内容
実施主体	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
貸付対象者	次の①～③の要件を全て満たす方 ①福祉系高校に在学し、卒業後、県内において介護等の業務に従事する意思のある方。 ②次のいずれかに該当する方で、家庭状況等から修学資金の貸付が必要と認められる方。 ア. 学業成績等が優秀と認められる方 イ. 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方 ③他の実施主体から同様の修学資金の貸付を受けていない方
貸付額	①介護実習費 30,000円以内 ②修学準備金 30,000円以内（入学時に限り） ③就職準備金※1 200,000円以内（卒業年度に限り） ④国家試験受験対策費用※2 40,000円以内（卒業年度に限り）
貸付期間	福祉系高校に在学する期間（正規の修学期間）
利子	無利子
交付方法	介護実習費：年1回 入学準備金：初回 就職準備金・国家試験対策費用：最終回
連帯保証人	原則として2人の連帯保証人が必要です。 ・日本国内に居住しそれぞれ独立の生計を営む成年者であること ・申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人（未成年者の親権者・後見人など）であること
返還免除	次の①と②の両方を満たした場合、貸付金の返還を免除します。 ①福祉系高校を卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、介護施設および事業所※3において従事。 ②県内で継続して3年以上（在職期間が通算1,095日以上かつ業務に従事した期間が540日以上）介護職員その他主たる業務が介護等の業務に常時従事（常時従事しない場合であって月15日以上に従事日数がある場合を含む。）した場合。
申請手続	申請は原則として福祉系高校に入学後、福祉系高校を通じて行います。
申請書類等	4ページ記載の「貸付申請に必要な書類」のとおり
返還	7ページ記載の「貸付金の返還」のとおり
その他	①審査の上、貸付の可否を決定します。 ②生活福祉資金や母子・父子・寡婦福祉資金など、国庫補助で実施されている貸付事業（修学に関する貸付）との併用はできません。

- ※1 既に福祉施設に就労し、資格取得後も同施設で継続して就労する場合は、就職準備金の対象とはなりません。ただし、資格取得後、他の福祉施設に転職する場合には、就職準備金の貸付の対象となりますので、貸付申請書にその旨を記載してください。
- ※2 当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思がある事が貸付の条件
- ※3 返還免除となる対象事業所は以下の通りです。下記の事業所で主たる業務が介護職として従事していただくことが必要です。

貸付対象となる再就職事業所種別(サービス種別)	
訪問介護・介護予防訪問介護	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)
第一号訪問事業を実施する事業所	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
通所介護・介護予防通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型通所介護	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設
第一号通所事業を実施する事業所	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設(介護医療院)

## 2 申請から返還免除までの流れ



※福祉系高校を退学したとき、介護福祉士国家試験卒業年度及び翌年度の国家試験が不合格・不受験であった時、介護等業務従事を3年間継続できなかつたときなどは、返還となります。

### 3 貸付申請に必要な書類

貸付を申請される方は、在学する福祉系高校から「貸付申請書」を受け取り、必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて、福祉系高校が定める期日までにご提出ください。

提出された書類は、福祉系高校で取りまとめ、滋賀県社会福祉協議会（以下、県社協）に提出されます。

なお、必要書類のうち、「福祉系高校修学資金貸付申請書」、「福祉系高校の長の推薦書」、「介護福祉士国家試験受験誓約書」の各書類の様式は、「滋賀県かいご・ふくしのしごと Web」からダウンロードできます。

#### <必要書類一覧>

必要書類	留意事項
<b>1 申請者全てに共通して必要な書類</b>	
(1) 福祉系高校修学資金貸付申請書	○連帯保証人は貸付金を確実に返済できる収入等がある方である必要。 ○すべて申請者が記入してください。
(2) 同意書	○借受人、法定代理人、連帯保証人、それぞれ本人による署名・捺印が必要。
(3) 在学する福祉系高校の長の推薦書	○福祉系高校で作成
(4) 住民票記載事項証明書	○申請者本人の基本4情報（住所・氏名・生年月日・男女の別）が記載されていること。なお、マイナンバーの記載のないものとしてください。 ○発行後3か月以内のもの。
(5) 前年の所得を証明する書類	○申請者と生計を一（※）にし、かつその生計を主として維持している方の書類が必要。 ○申請者が成年者の場合は、上記に加え、申請者自身の書類も必要。 ○「前年の所得を証明する書類」は具体的には、「源泉徴収票」（原本）または「確定申告書（第一表・第二表）」（税務署の受付印のあるもの写し）もしくは「所得証明書」（原本）
<b>2 他の奨学金等の借入がある場合</b>	
他の奨学金等の借入状況（期間、金額等）が確認できる資料	
<b>3 介護福祉士国家試験対策費用加算を申請する場合</b>	
介護福祉士国家試験受験誓約書	○所定様式による
※ 「生計を一」にするとは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、修学の都合上別居している場合であっても、余暇には起居をともにすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金等の送金（仕送り）が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱います。 なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱います。	

#### <必要書類記入上の注意>

- ① 文字を訂正するときは、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。なお、必ず油性ボールペンでご記入ください。消せるボールペンでの記入は受付できません。
- ② 申請書類に事実と異なる記入や記入漏れがあったときは、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。

## 4 貸付申請にあたっての留意事項

### (1) 貸付の決定について

貸付申請書類を審査の上、貸付の可否および貸付金額を決定します。決定の通知は福祉系高校を通して申請者に送付させていただきます。

### (2) 介護業務等への従事期間について

① 福祉系高校卒業後、介護福祉士登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日から返還免除要件の業務従事期間として算定します。

介護福祉士として登録せずに介護業務等に従事しても、返還免除要件である業務従事期間に算定することはできません。

② 返還免除対象期間および期間の計算方法は以下のとおりです。

返還免除対象期間	期間の計算方法
3年	在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上

③ 福祉系高校卒業後 1 年以内に介護福祉士の登録をせず、当該返還免除対象業務に従事しなかった場合は、返還となります。

④ 返還免除となるためには、雇用形態は問いませんが、月 15 日以上は介護業務等に従事する必要があります。1 日の勤務時間は問いません。

⑤ 介護業務等に従事している期間は返還猶予を受けることができます。その間、引き続き介護業務等に従事していることを年 1 回証明していただきます。

⑥ 介護業務等への従事期間は、月を単位として継続している必要があります。  
例えば、当初就職した福祉施設を退職した場合、その翌月に新たな福祉施設に就職すれば継続しているとみなしますが、翌々月以降の就職になった場合には継続していることにはならず、貸付金を返還いただくこととなります。

⑦ 出産休暇・育児休業を取得する場合や、疾病・負傷等により勤務できないことがやむを得ないと認められる場合で病気休暇等を取得する場合は、その間返還猶予を受けることができます。ただし、その間を業務従事期間として算定することはできません。

### (3) 他の奨学金等との併用について

① 福祉系高校への修学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象とならない場合があります。

生活福祉資金の修学に関する資金を借用中の者

母子、父子寡婦福祉資金の修学に関する資金を借用中の者

市町等自治体が独自で実施している修学に関する資金を借用中の者

- ② 日本学生支援機構、日本政策金融公庫「国の教育ローン」、その他養成施設等の奨学金等を活用している方は、県社協が真に必要と認める場合、この貸付を活用することができますので、申請希望の場合はお問い合わせください。



## 5 貸付金の返還

次のいずれかの事由に該当する場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

- (1) 貸付契約が解除（①から⑦までのいずれかに該当）されたとき。
  - ① 福祉系高校を退学したとき。
  - ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
  - ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
  - ④ 死亡したとき。
  - ⑤ 虚偽その他不正の方法により修学資金等の貸付を受けたことが明らかになったとき。
  - ⑥ その他、貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
  - ⑦ 貸付の借受人が貸付期間中に貸付契約解除を申し出たとき。
- (2) 福祉系高校を卒業した日（福祉系高校を卒業後、大学等に進学した場合、大学等を卒業した日）から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、または、県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により福祉系高校を卒業した年度の国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、次年度の国家試験を受験し、合格する意思がなくなったとき、または次年度の国家試験に不合格となったとき。
- (4) 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 国家試験受験対策費用を貸付けた借受人が、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験しなかったとき。
- (6) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (7) その他、県社協会長が必要と認めるとき。

※ 上記（5）において、借受人が、今後の貸付事業の目的を達成する意思がある場合は、国家試験受験対策費用のみの返還となります。

### <返還の一部免除>

貸付を受けた方が、県内で返還免除対象業務に3年間継続して従事しようとしたものの、従事期間が3年未満となった場合でも「県内において修学資金の貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき」は返還の債務額の一部を免除できる場合があります。

（一部免除の計算式）

貸付金額 × 返還免除対象業務従事期間 ÷ 810日※ = 返還免除額

※ 貸付期間が3年の場合の例（2年なら540日、1年なら270日となります。）

※ 裁量免除の額は、県内において介護職員等の業務に従事した期間（1年を180日で換算）を、本事業による貸付を受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値を返還債務の額に乗じて得た額とする。

## ＜返還方法等＞

- ① 返還期間 貸付を受けた期間に2を乗じて得た月数に相当する期間内
- ② 返還方法 月賦、半年賦 年賦の均等払い、または一括払い
- ③ 延滞利子 返還期限を過ぎた場合は延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収

**返還手続きにあたっては、まずは県社協までご相談をお願いします。**

## 6 貸付金の返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は、それぞれ定める期間、返還を猶予することができます。

事 由	猶予期間
貸付契約を解除された後も引き続き当該福祉系高校に在学しているとき	在学している期間
貸付決定時に在学していた福祉系高校を卒業後、引き続き、社会福祉士養成施設において修学しているとき	在学している期間
滋賀県内において返還免除対象業務に常時従事しているとき	従事している期間
災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき	事由が継続する期間

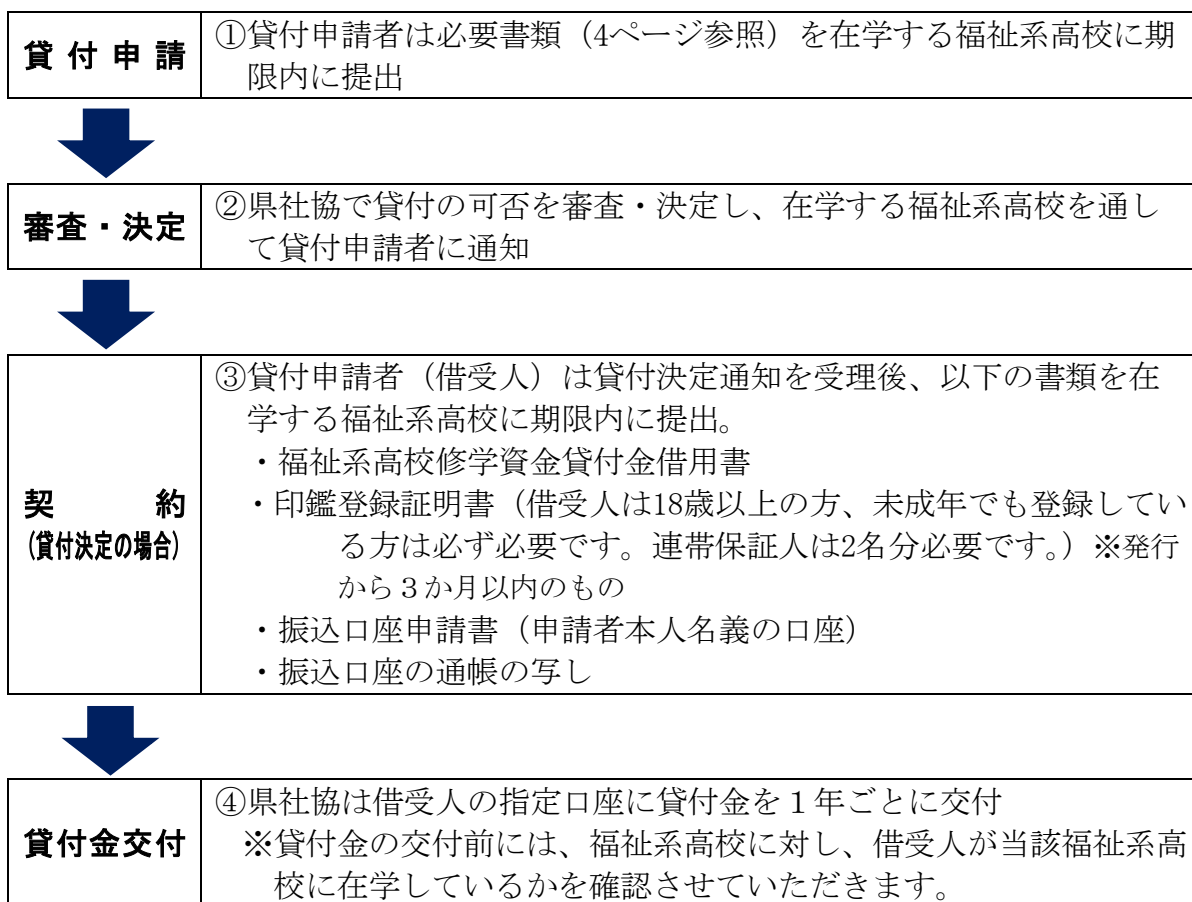
## 7 届出

次のいずれかに該当する場合は、県社協に書類を提出いただく必要があります。

- ① 氏名、住所等を変更したとき。
- ② 休学し、復学し、または退学したとき。
- ③ 停学その他の処分を受けたとき
- ④ 卒業したとき。
- ⑤ 休職、復職または退職したとき。
- ⑥ 従事先を変更したとき、または返還免除対象業務に常時従事しなくなったとき。
- ⑦ 連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき。

上記のほか、返還猶予を受けている方は、毎年4月15日までに介護等業務従事状況届出書を県社協 介護福祉士修学等資金担当に提出いただく必要があります。

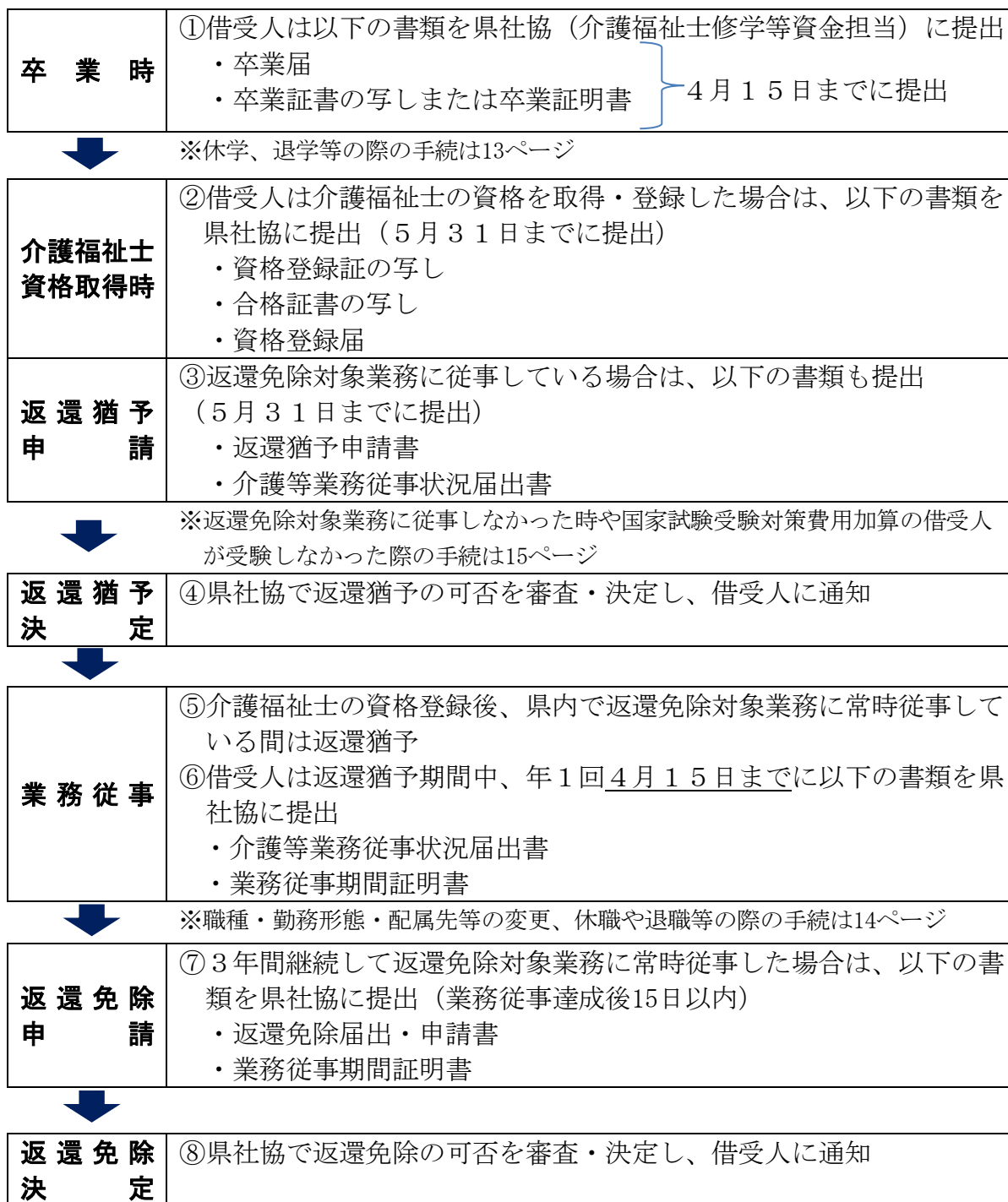
## 8 貸付申請から貸付金交付までの流れ



## 9 福祉系高校卒業後の基本的な流れ

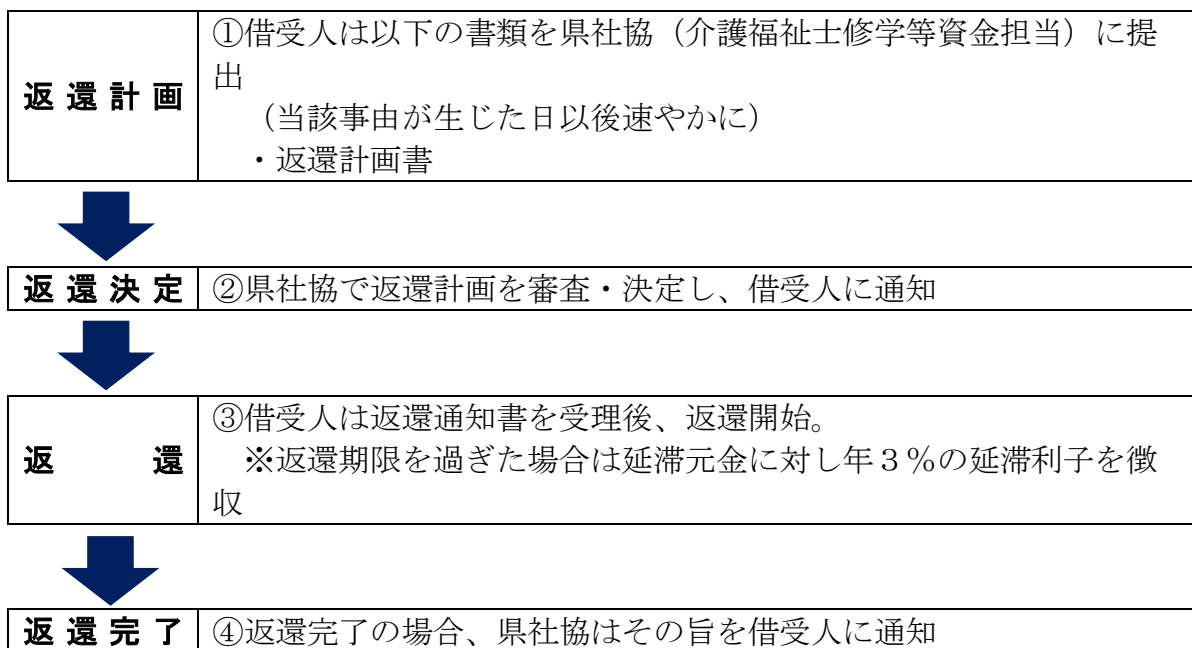
福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内に所在する施設で介護等の業務（返還免除対象業務）に常時従事した場合は、その業務従事期間中、貸付金の返還が猶予されます。

3年間継続してその業務に常時従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。



## 10 貸付金の返還の場合の流れ

福祉系高校を退学した場合や県内において返還免除対象業務に従事しなかった場合など、7ページに記載の貸付金の返還事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。



## 1 1 各手続に係る必要書類

### (1) 基本的な手続

借受人の状況	必要書類	備考
貸付申請時	○4 ページ参照	申請書類の提出先は在学する福祉系高校
貸付決定時	○借用書 ○印鑑登録証明書(借受人・連帯保証人) ○振込口座申請書 ○振込口座の通帳の写し	申請書類の提出先は在学する福祉系高校
福祉系高校の卒業時	○卒業届 ○卒業証書の写しもしくは卒業証明書	4月15日までに提出
介護福祉士資格取得時	○資格登録証の写し ○資格登録届 ○合格証書の写し ○返還猶予申請書 ○介護等業務従事状況届出書	5月31日までに提出
返還免除対象業務従事時	○介護等業務従事状況届出書 ○業務従事期間証明書	猶予期間中 毎年4月15日までに提出
返還免除対象業務に3年間継続して常時従事達成時	○返還免除届出書 ○業務従事期間証明書	常時従事達成後15日以内に提出
住所・氏名等の変更時 (借受人・連帯保証人)	○住所・氏名等変更届 ○変更の事実を証明する書類	住民票記載事項証明書 (前住所記載のもの) 運転免許証の写し(変更内容記載あり)等

### (2) 福祉系高校に在学中

借受人の状況	必要書類	備考
休学、停学したとき	○休学・停学届 ○休学、停学の事実を証明する書類	
復学したとき	○退学・復学届 ○復学の事実を証明する書類	
退学したとき	○退学・復学届 ○退学の事実を証明する書類 ●返還計画書	
貸付金を辞退するとき	○辞退届 ●返還計画書	
貸付解除になったとき	●返還計画書	
死亡したとき	●返還計画書	

### (3) 返還免除対象業務に従事中

借受人の状況		必要書類	備考
休職（出産、育児、介護、疾病、負傷等）したとき		○返還猶予申請書 ○休職の事実を証明する書類	産前産後休暇・育児休業（予定）証明書
復職したとき		○返還猶予申請書 ○介護等業務従事状況届出書	
退職したとき	退職の翌月末までに再就職した場合	○従事先変更届（退職・再就職届） ○新就職先の介護等業務従事状況届出書 ○旧従事先の業務従事期間証明書	
	退職の翌月末までに再就職しなかった場合	○従事先変更届（退職・再就職届） ○旧従事先の業務従事期間証明書 ●返還計画書 ○返還免除申請書（※）	※常時従事期間が貸付期間以上の場合のみ添付
業務従事先を変更したとき （人事異動等で従事先が変わったとき）		○従事先変更届（退職・再就職届） ○新従事先の介護等業務従事状況届出書 ○旧従事先の業務従事期間証明書	
返還免除対象業務に常時従事しなくなったとき （勤務形態や職種の変更など）		●返還計画書 ○業務従事期間証明書 ○返還免除申請書（※）	※常時従事期間が貸付期間以上の場合のみ添付
死亡したとき		○死亡診断書等 ●返還計画書 ○返還免除申請書（※） ○業務従事期間証明書（※）  ※該当の場合のみ添付	①業務上の事由による場合：返還免除申請可 ②業務外の事由による場合：返還 （常時従事期間が貸付期間以上の場合には返還一部免除申請可）
心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき		○診断書等 ●返還計画書 ○返還免除申請書（※） ○業務従事期間証明書（※）  ※該当の場合のみ添付	①業務に起因する場合：返還免除申請可 ②業務に起因しない場合：返還 （常時従事期間が貸付期間以上の場合には返還一部免除申請可）



#### (4) その他

借受人等の状況	必要書類	備考
連帯保証人が変更になったとき	○連帯保証人承諾書 ○連帯保証人変更届 ○印鑑登録証明書 (新連帯保証人)	
返還方法を変更したいとき	○返還方法変更申請書	
貸付契約解除後、引き続き当該福祉系高校に在学しているとき	○返還猶予申請書 ○在学証明書	
福祉系高校を卒業後、引き続き、社会福祉士養成施設で修学しているとき	○返還猶予申請書 ○在学証明書	
国家試験受験対策費用加算の借受人が受験しなかったとき	●返還計画書 ○誓約書 (※)	※貸付事業の目的を達成する意思がある場合は国家試験受験対策費用のみ返還
福祉系高校を卒業した日から1年以内に登録せず、県内で返還免除対象業務に従事しなかったとき	●返還計画書	
福祉系高校を卒業した日から1年以内に登録し、県内で返還免除対象業務に従事する意思はないが、充当資金返還対象業務※に従事されるとき	○貸付契約変更申請書 ○介護等業務従事予定証明書 ○返還猶予申請書	※介護福祉士もしくは社会福祉士を受験する際に実務経験と認定される「施設・事業所」「職種」から福祉系高校修学資金の返還免除対象業務の範囲を除いた業務のこと

**借受人・連帯保証人の状況で、上記の事象が生じた場合は、速やかに  
県社協までご連絡ください。**

**☎ : 077-567-3950**